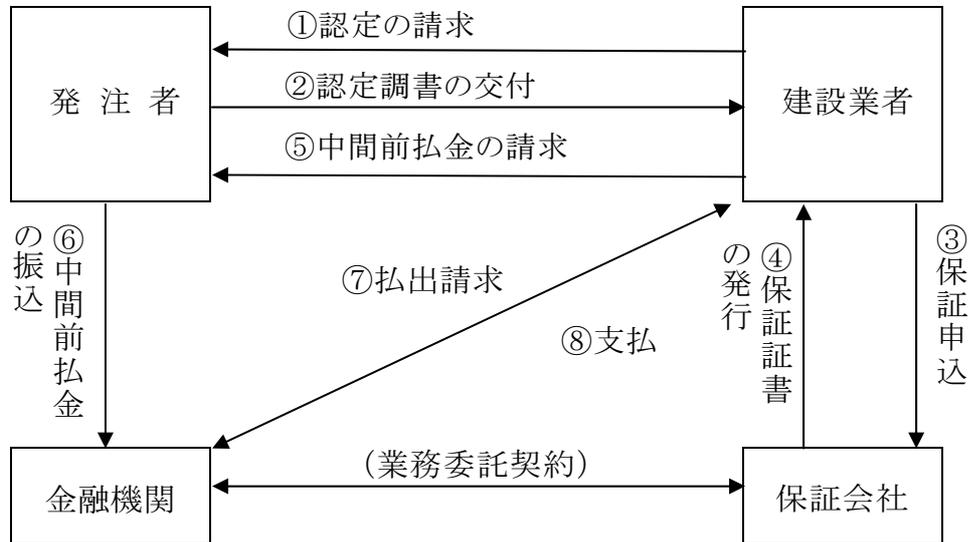


中間前払金に係る手続きの流れ



○ 認定請求

請負者から発注者に対して、中間前払金に係る認定が請求されます。認定を受けるには、工期の1/2を経過し、工程表により工期の1/2を経過するまでに実施すべき工事が行われており、また、その工事の進捗が金額面でも1/2以上であることが必要です。

○ 認定調査

発注者は認定請求に基づき、上記条件に合致しているかどうか確認を行います。工事の進捗額の認定は、月別の工事進捗率を記した簡易な「工事履行報告書」等の資料の確認により行なわれます。

○ 認定調書の交付

調査の結果、条件を満たしている場合、発注者は認定調書を作成し、請負者に交付します。国土交通省等の場合は、請求後7日以内に認定調書を交付することとしているほか、採用済の各発注者でも、数日で認定調書が交付されるのが一般的です。

○ 保証証書の発行

保証会社は、請負者に中間前払保証証書を発行します。

○ 中間前払金の請求(保証証書提出)

請負者から発注者に対し、請求書に保証証書を添えて、中間前払金の請求が行われます。

○ 中間前払金の支出

発注者は請求を受けた後、請負者の預託金融機関に、定められた期間内に中間前払金を振込みます。

国土交通省等においては、14日以内に支出することとされています。支出された中間前払金は当該工事の経費として使用されます。